

仕様書

1 品名

災害備蓄用 保存用ようかん買入

2 明細

品名	品質・形状・寸法等	数量	参考品名
保存用ようかん	・アレルギー特定原材料等 28 品目不使用 ・保存期間 5 年以上 (納品時に賞味期限が令和 12 年 1 月 1 日以降の 商品とすること) ・内容量 60g~62g (1 本)	400 箱 (1 箱 5 本入)	井村屋 えいようかん

3 納入期限

令和 7 年 6 月 30 日 (月)

4 納品場所

鶴見区役所 市民協働課 (1 階 8 番)

5 特記事項

- (1) 受注者は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目 59 (消防・防災用品) 又は 60 (食糧品) で登録していること。
- (2) 同等品以上も可能。ただし、同等品とする場合には、質問期間内に指定の方法に申請し、承認する旨の回答をしたものに限る。
- (3) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (4) 納入品の搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。
- (5) 納入日については、事前に担当課と協議のうえ決定すること。
- (6) 納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (7) 大阪市グリーン調達方針に基づき、物品を調達すること。
<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>
- (8) 納入後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は本市担当者の指示を受け新品と交換すること。
- (9) 単価が違う複数品の契約に関しては、それぞれの物品ごとの内訳単価を明記した明細書を、契約締結後速やかに提出すること。
- (10) 納品にあたっては、庁舎のエレベーターの使用を可とする。

※エレベーター寸法 内部：横 1600mm×奥行 1500mm×高さ 2300mm
乗り口：横 900mm×高さ 2100mm

(11) 納品にあたっては、庁舎西側のスペースの使用を認める。庁舎東側及び北側の有料駐車場を利用する場合は、利用料金を負担すること。

※駐車場は地上にあり、高さ制限はなし。

(12) 納品する際に使用した梱包材等は、持ち帰ること。

6 担当

鶴見区役所 市民協働課（担当者：松木）

住所 大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号

（電話番号 06-6915-9846）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：事業者)